

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
57	母子保健法による養育医療給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、母子保健法による養育医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による養育医療給付事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれた体重2,000g以下又は生活能力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に要する養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収を行っている。</p> <p>①申請を受け、申請書類に記載された内容を確認する。 ②所得階層区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。 ③給付の可否を判断し、給付決定者の医療券を作成する。 ④給付決定の場合は、申請者に対し、医療券および送付文を送る。 ⑤給付不承認の場合は、不承認決定通知書を送る。 ⑥養育医療に要する費用の徴収のため、納付書を作成する。 ⑦公費負担医療の請求管理を行う。 ⑧受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請を受け、申請書類に記載された内容を確認する。 ②所得階層区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。 ③受給履歴の管理を行う。(台帳の作成)</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(未熟児養育医療給付) 2 財務会計システム 3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 4 中間サーバー 5 住民基本台帳ネットワークシステム 6 宛名管理システム 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 8 庁内連携システム(データ連携基盤)
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育医療給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の第49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87の項)</p> <p>【12_母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部家庭児童課
②所属長の役職名	家庭児童課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 こども部家庭児童課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 こども部家庭児童課(0564-23-7683)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第一 第7の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第一 第49の項 2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	事後	
平成29年2月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 ・別表第2における情報提供の根拠第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87の項) ・別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項)	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 ・別表第2における情報提供の根拠第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87の項) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条-1-3、第44条-1-ハ ・別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第39条	事前	
平成29年2月15日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康増進課長 小幡 実	健康増進課長 片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)	母子保健法(昭和40年法律第141号。)	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条-1-3、第44条-1-ハ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条-1-3、同条-2~6、第44条-1-3、同条-2~6	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長 片岡 泉	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月22日	事後	
平成31年4月1日	IV-1	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-5	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	—	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和2年10月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月22日	令和2年3月1日	事後	
令和3年4月1日	I-5-①部署	保健部健康増進課	こども部家庭児童課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長	家庭児童課長	事後	
令和3年4月1日	I-7請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 こども部家庭児童課	事後	
令和3年4月1日	I-8連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 こども部家庭児童課(0564-23-7683)	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1 第49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第1の第49の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 ・別表第2における情報提供の根拠第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条-1-3、同条-2~6、第44条-1-3、同条-2~6 【12 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報】 ・別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項) ・番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第39条	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における情報照会の根拠第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)の内容に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「養育医療関係情報」が含まれる項(26、87の項) 【12 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	